

地方分権改革に関する提案募集

地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、地方の発意に根差した新たな地方分権改革の取組を推進します。

提案の対象

- 地方公共団体への事務・権限の移譲
 - ・出先機関だけでなく、本府省の事務・権限も対象
 - 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し）
 - ・法定受託事務に関するもの、政省令、補助要綱等に基づくものについても対象
- ※いずれも全国的な制度改正に係る提案が対象
(選択的な移譲「手挙げ方式」とする提案も対象)

提案に当たっての留意事項

- 全庁的な議論を行い、制度改正の効果や具体的な支障事例を明示して提案
- これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を十分踏まえて提案（それと異なる提案を提出する場合、理由を明記）



地方公共団体等

- 経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見も提案に反映できるように努める
- 複数団体の共通課題について、共同提案を推奨

- ・似たような仕事が国と地方に分かれていて事務手続が非効率だな…
- ・まちの特色・独自性を踏まえた住民サービスを提供するようにはできないかな…
- ・地域ぐるみで協働できないかな…

そうだ！
こんなアイデアは
どうかな



積極的に
相談しよう

事前相談

平成26年5月1日～7月15日

提案

平成26年5月20日～7月15日

回答

見解提出

- 提案内容、やりとり、調整結果は内閣府ホームページに掲載
- 実現しなかった提案は、提案主体及び関係府省の意見等を公表

国

<事前相談・提案の受付>

- 内閣府は、提案に向けた相談に応じ、提案を受け付け

<提案を受けた対応>

- 内閣府が、実現に向けて関係府省と調整
- 関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやりとりを重ねる
- 地方六団体からも意見聴取
- 特に重要な提案は、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議
- 対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定の上、所要の法律案を国会に提出

更なる規制緩和、権限移譲等を推進し、個性を活かし自立した地方へ